事 務 連 絡 平成 30 年 12 月 6 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 專務理事 境 政 人

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

このことについて、平成 30 年 11 月 15 日付け事務連絡をもって、 農林水産省・消費安全局畜水産安全管理課課長補佐から、別添のとおり 通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(平成 30 年農林水産省令第 72 号)が公布・施行され、①ジョサマイシンを有効成分とする動物用医薬品は、全て製造販売承認が整理されており、販売されていないため、本成分を有効成分とする飼料添加物の使用者が遵守すべき基準を削除したこと、②「プレドニゾロンを有効成分とする注射剤」について、「動物用医薬品使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」が設定(乳、馬、豚については、現行の休薬期間より短い使用禁止期間を設定)されたことについて本会に連絡されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件の問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当:福田 TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡 平成30年11月15日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費·安全局 畜水産安全管理課課長補佐 (薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号)第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用 の規制に関する省令の一部を改正する省令(平成30年農林水産省令第72号)が別添 のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1 改正の内容

(1) ジョサマイシンを有効成分を有効成分とする動物用医薬品は、全て製造販売 承認が整理されており、販売されていないため、ジョサマイシンを有効成分と する飼料添加剤の使用者が遵守すべき基準を削る。

なお、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成30年7月3日厚生労働省告示第257号)により、平成31年1月3日以降、ジョサマイシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項1の「食品は、抗生物質又は化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。)たる抗菌性物質を含有してはならない。」の規定が適用される。

- (2) 「プレドニゾロンを有効成分とする注射剤」について、「動物用医薬品使用 対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定(乳、馬、豚につ いては、現行の休薬期間より短い使用禁止期間を設定)。
- 2 施行期日 平成30年11月15日



〇農林水産省令第七十二号

医 薬品、 医 .療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条の 四 第 項の規定に基づき、 動物用医薬品及び医薬品 の使用 の規制に関する省令の一部を改正す

る省令を次のように定める。

平成三十年十一月十五日

農林水産大臣 吉川 貴盛

動物 用 医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一 部を改正する省令

動物 用 医薬品及び医薬品の使用 の規制に関する省令(平成二十五年農林水産省令第四十四号) の 一 部を次

のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、 これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄 に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正 前欄に掲げる規定の傍線部分がない ものは、 これを加え、 改正 前欄 に掲

げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを削る。

							Т	
フルメトリンを有効成分と を有効成分と する外皮塗布	(略)			(削る)	(略)	動物用医薬品	別表第1(第2	
(略)	(略)			(削る)	(略)	動物用医薬品 使用対象動物	条、第4条及び第	改正
(路)	(略)			(削る)	(略)	用法及び用量	第5条関係)	後
(器)	(略)			(削る)	(略)	使用禁止期間		
フルメトリンを有効成分と する外皮塗布	(略)		加剤	ジョサマイシ ンを有効成分 とする飼料系	(略)	動物用医薬品	別表第1(第2	
フルメトリン(略)を有効成分とする外皮塗布剤		すずき目魚類		三金字	(略) (略)	動物用医薬品 動物用医薬品 使用対象動物	(第2条、	改正
ルメトリン 有効成分と る外皮塗布	(略)	(価) 以下の量 を混じて経口 投与すること 「1日量として 体重1kg当た り50mg (力価)以下の量を 飼料に混じて 経口投与する こと。	題 (産卵鶏を) 深く。)	ョサマイツ を有効成分	(略) (日	 	(第2条、第4条及び第	改正前
ルメトリン (略) 有効成分と る外皮塗布	(略) (略)	(m) 以 (m) 次 (m) x (m)	を混じて経口 数与すること 36 (産卵鶏を 飼料 1 t 当た 所く。) 9 400 g (力	ヨサマイツ 原 飼料1 を有数成分 り100 m する飼料係 値) 以	(路) (路)	動物用医薬品使用対象動物	(第2条、第4条及び第5条関係)	正

注 1~4 (略)	(器)						•			-								•							•	とする注射剤	ンを有効成分	ノファリ
(略)	(路)		,			厥								- u		 ##		*				<u></u>			•	射剤	•	<u>ソロ</u> 子・
	_	ر ا	皮下	mg以	1頭	1 1	射するこ	関節	1000以	1 🗓	1 日	317	<u></u>	mg以	1頭	1 H		射するこ	関節	· mg以	10	1 11		84	皮下	mg以	1頭	
	(器)	٥	皮下に注射す	mg以下の量を る	1頭当たり50 た	日量として 食	, LA.	関節腔内に注	•	回当たり15 た	日量として 食	0	皮下に注射す	<u>mg以下の量を る</u>	頭当たり200 た	日量として 食	<u> </u>	۴	関節腔内に注 は	mg以下の量を る	回当たり100 た	日量として 食	-at-	6×	皮下に注射す は	㎜以下の量を ≤	頭当たり200 た	1頭として 一角
	(略)			る前10日間	ためにと殺す	食用に供する			る前14日間	ためにと殺す	食用に供する			る前14日間	ためにと殺す	食用に供する	する前24時間	るために搾乳	は食用に供す	る前51日間又	ためにと殺す	食用に供する	する前24時間	るために搾乳	は食用に供す	る前51日間又	ためにと殺す	(田に供する
**							`						•	•														
注 1~4 ((器)		1																									(新設)
(略)	(略)									. /		`					-				•							(対政)
	(器)											,						,		-			•					(新設)
	(器)		,																			,						(刺政)

6~19 (略)

6~19 (略)

1

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、 授与し、 又は販売若しくは授与の目

(平成十六年農林水産省令第百七号) 第百七十一条第八号の規定の適用については、なお従前の例による

的で貯蔵し、若しくは陳列するプレドニゾロンを有効成分とする注射剤に対する動物用医薬品等取締規則

ことができる。